

ASK ニュース

Vol.0164

2015年7月27日(月)
担当：MS事業部 三宮

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

生命保険の活用方法

はじめに

一般的に節税と聞いて真っ先に思い浮かぶのが生命保険を使ったものが多いと思います。実際にASKでも節税対策として生命保険はその対策の一つとして提案をさせてもらっています。

いくつかのスキームはあるのですが、ASKで良く提案をする生命保険の活用方法をご紹介します。

相続対策での生命保険の活用方法

- ①父親が子供に110万円の範囲でお金を贈与する。
- ②子供が、父親を被保険者として生命保険を契約する。(保険料の原資は贈与されたお金)
- ③父親の相続が発生した段階で子供に保険金が支払われる。
- ④子供には生命保険金に対する所得税がかかる。(子供自身が保険料を支払い、父親の相続発生とともに自分が保険金を受け取る)
- ⑤この生命保険金は一時所得となり、本来の1/2しか課税されないことになる。

このスキームを使えば、父親から贈与されたお金は贈与税の非課税範囲内なので贈与税がかかりません。また、一時所得になるので1/2の課税で終わる。支払った保険料は、受け取った保険金から控除して所得税を計算できる。という節税メリットがあります。

注意点

このスキームのポイントは、まず父親が子供に贈与する保険料の原資が贈与でなければならないということです。

この部分が贈与認定でなくなると、父親が自分で自分自身に保険をかけてその保険金を息子が受け取るという至って普通の相続になります。

生命保険の非課税枠の範囲内であればこれでもさほど問題はありませんが、非課税枠を超えてしまうような場合だと、このスキームの意味がありません。

よって、確実に贈与であると証明するために贈与契約書を作成し、預金間の移動をして形跡を残しておく。さらに銀行員は各人ごとに別で作しておく。最後に、贈与されたお金は、贈与された者が管理をする。ということがポイントとなってきます。

おわりに

このスキームは、幼児にできないと思われる方もいらっしゃるかと思いますが、実は、0歳の赤ちゃんにも適用できます。親権者が同意をすれば未成年の子自身が贈与の事実を知っていたかは関係ないという判決が出ています。

生前贈与の一環としてのこのスキームですが、贈与認定が一つのポイントなので面倒だと思わずにしっかりと贈与契約書は用意しておきましょう。